忠臣[九]欲小く足を知りて諸の天に感められ現報を得奇しき事を示す縁　第二十五

故中納言従三位[一〇]大神高市万侶卿は、大后天皇[一一]の時の忠臣なり。有る記[一二]に云はく「朱鳥七年[一三]壬辰の二月に、諸の司に詔して「三月の三日に当りて伊勢に幸行さむとす。此の意を知りて設備く[一四]べし」とのたまふ。時に中納言、農務を妨げむことを恐り、表を上りて直諫めたてまつる。天皇従ひたまはず、なほ幸行さむとす。是に其の蟬の冠[一五]を脱きて朝庭に擎上り、また重ねて諫めたてまつり、「方に今農の節なり。行すべからず」とまうす」といふ。或るは旱の災に遭ふ時に、己が田の口を塞がしめて水を百姓の田に施す。田に施す水既に窮まる。諸の天感応し、龍神[一六]雨を降る。ただし卿の田にのみ澍り、余の地に落らず。堯の雲[一七]また靄[一八]り、舜の雨また霈[一九]く。諒[二〇]に是れ忠信の至にして、仁義の大なることなり。賛[二一]に曰はく「修々きかな神氏、幼き年より学を好み、忠にして仁有り、潔くて濁無し。民に臨みて恵を流へ、水を施し田を塞ぎ、甘き雨時に降り、美き誉長に伝ふ」といふ。

第二十五縁　善業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ四十一に書承。
九 「少レ欲知レ足」(妙法蓮華経・普賢菩薩勧発品、無量寿経・上)。「使レ塞ニ己田口一、水施ニ百姓田一」か、この表現に該当する。 一〇 慶雲三年(七〇六)卒(続紀)。五十歳(懐風藻)。「以ニ壬申年功一、詔贈ニ従三位一、大花上利金之子也」(続紀・慶雲三年二月六日条)。 一一 持統天皇。 一二 未詳。同様の記事は日本書紀・持統天皇六年二月、三月の条にみえる。万葉集・一・四四左注所引の「日本紀」は、「朱鳥六年壬辰」として同様の記事を載せる。 一三 壬辰年は持統天皇六年(六九二)にあたる。「朱鳥」は元年のみ。ただし、万葉集所引の「日本紀」には朱鳥(干支より推せば元年は持統天皇元年(六八七))は八年までみえる。黒沢幸三は、本説話を三輪氏の氏族伝承にもとづくものとし、その氏族伝承を記した三輪氏家記は高市万侶に関しては朱鳥の年号で書かれていた、と推測する。 一四 書紀は「宜下知ニ此意一、備中諸衣物上」とする。 一五 冠。中国で「蟬冠」「蟬冕」などというのは、冠の飾りにもとづく呼称。書紀・大化三年条に「形似ニ於蟬一」とみえるのは官人の冠をいうのだが、冠全体の形態をいうのではなく、鈿(うず)の形をいうか。書紀によれば、持統天皇六年の高市万侶の位は直大弐。直大弐は、天武十四年(六八五)に制定された冠位六十階制(諸王十二階、諸臣四十八階)の諸臣の第十一位。高市万侶の冠の具体的なことは不明。書紀には「脱ニ其冠位一、擎ニ上於朝一」とある。底本訓釈「蟬〈奈波世比〉」。 一六 新撰姓氏録・大和国神別には、大神朝臣の条に、大国主神と玉櫛姫との神婚説話を載せる。三輪山神話である。諸伝承より推せば、高市万侶は、蛇体の神と人との間に生まれた子を祖先とする。本説話にみえる龍神は、本来の伝承では高市万侶とは系譜上のつながりが存したであろう。守屋俊彦は、呪的雨司としての三輪氏の職掌を想定し、その伝承の残照を本説話にみている。 一七 たんなる雲雨でなく、忠にして仁ある賢臣を賛美する雲雨であることをあらわすために、堯舜の語が冠せられた。 一八 底本訓釈「靄〈久毛利〉」。底本、この訓釈と次の訓釈との間に「霏〈音受反、田反〉」とあるのは、多くの誤写を含むと考えられ、意をとりがたい。 一九 底本訓釈「霈〈曾ゝ久〉」。 二〇 底本訓釈「諒〈□(万か)己止

紀死、不ニ復相見一也、不ニ承鼓ニ而死、従レ此者、不レ如、譲レ分使レ臣而死恥、

忠臣小レ欲知レ足諸天見レ感[1]得ニ現[2]報一示ニ奇事一縁第廿五

故中納言従三位大神高市万侶卿者、大后天皇時忠臣也、有記云、朱鳥七年壬辰二月、詔ニ諸司一、当ニ三月三日[3]一、将三幸二行伊勢一、宜下知ニ此意一而設備上焉、時中納言、恐レ妨ニ農務一、上レ表直[4]諫、天皇不レ従、猶将ニ幸行一、於レ是脱ニ其蟬冠一、擎[5]ニ上朝庭一、亦重諫之、方今農節、不レ可レ行也、或遭ニ旱[6]災一時、使レ塞ニ己田口一、水施ニ百姓田一、々施水既窮、諸天感[7]応、龍神降[8]レ雨、唯澍[9]ニ卿田一、不レ落[10]ニ余[11]地一、堯雲更靄、舜[12]雨還霈、諒是忠信之至、仁[13]義[14]之大、賛曰、修々神氏、幼年好レ学、忠而有レ仁、潔以無レ濁、臨レ民流レ恵、施レ水塞レ田、甘雨時降[15]、美誉長伝、

1 感(国)—滅
2 現(国)—ナシ
3 三月三日(国「三日」)—三月
三 4 直—立
5 擎上(国「驚擎上」)—擎
6 旱—早
7 感(国)—滅
8 降(国)—除
9 澍—樹
10 落(国)—露
11 余(国)—飫
12 舜(国)—霏
13 仁—仰
14 義(国)—儀
15 降—除
一 縁(国)